

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第1条関係

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 一略一</p> <p>第3章 <u>ユニット型介護老人福祉施設（第38条一第46条）</u></p> <p>附則 （従業者等）</p> <p>第3条 第3条 条例第4条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（3） 一略一 <u>（4） 栄養士 1以上</u> （5）・（6） 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、指定介護老人福祉施設にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第44条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（法第78条の4第1項の規定に基づく市町村の条例の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5～9 一略一</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（<u>指定地域密着型サービス基準第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。</u>）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 一略一</p> <p>第3章 <u>ユニット型介護老人福祉施設（第38条一第46条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第47条）</u></p> <p>附則 （従業者等）</p> <p>第3条 第3条 条例第4条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）～（3） 一略一 <u>（4） 栄養士又は管理栄養士 1以上</u> （5）・（6） 一略一</p> <p>2・3 一略一</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。<u>ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>5～9 一略一</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第4項に規定するサテライト型居住施設</u></p>

以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないものの場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第12条の2 一略一

(施設サービス計画の作成)

第13条 一略一

2～6 一略一

7～10 一略一

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、第9項の施設サービス計画の変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

12 第2項から第8項までの規定は、第9項の施設サービス計画の変更について準用する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第24条 計画担当介護支援専門員は、第13条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うもの

設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かないものの場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第12条の2 一略一

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができる。

(施設サービス計画の作成)

第13条 一略一

2～6 一略一

7 サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

8～11 一略一

12 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、第10項の施設サービス計画の変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

13 第2項から第9項までの規定は、第10項の施設サービス計画の変更について準用する。

(栄養管理)

第18条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第18条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第24条 計画担当介護支援専門員は、第13条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うもの

とする。

(1)～(6) 一略一

(7) 第35条第2項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第26条 一略一

2 一略一

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 条例第11条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第27条第2項第4号に規定す

とする。

(1)～(6) 一略一

(7) 第35条第3項の規定により事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第26条 一略一

2 一略一

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 条例第11条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第27条第2項第4号に規定す

る厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(掲示)

第30条 一略一

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 条例第14条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1)～(3) 一略一

2及び3 一略一

(記録)

第37条 条例第15条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(設備)

第38条 条例第17条第1項各号に掲げる設備その他のユニット型指定介護老人福祉施設の設備の

る厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(掲示)

第30条 一略一

2 指定介護老人福祉施設は、第5条第1項各号に掲げる重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 条例第14条第1項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第3号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

3及び4 一略一

(虐待の防止)

第35条の2 条例第14条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(記録)

第37条 条例第15条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 第35条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(設備)

第38条 条例第17条第1項各号に掲げる設備その他のユニット型指定介護老人福祉施設の設備の

基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

イ 居室 次に掲げる基準

(イ) ー略ー

(ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ハ) 一の居室の床面積等は、次のとおりとすること。

a 10.65平方メートル以上とすること。

ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(ニ) ー略ー

ロ～ニ ー略ー

(2)～(4) ー略ー

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第39条の2 ー略ー

(勤務体制の確保等)

第44条 ー略ー

2・3 ー略ー

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。

イ 居室 次に掲げる基準

(イ) ー略ー

(ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ハ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(ニ) ー略ー

ロ～ニ ー略ー

(2)～(4) ー略ー

(身体的拘束等の適正化のための措置)

第39条の2 ー略ー

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(勤務体制の確保等)

第44条 ー略ー

2・3 ー略ー

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第3条第1項各号に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

(準用)
第46条 第3条、第5条から第10条まで、第12条、第13条、第16条、第18条から第24条まで及び第28条から第37条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「第9条」とあるのは「第19条」と、第24条第5号及び第37条第3号中「第8条第5項」とあるのは「第18条第7項」と読み替えるものとする。

第46条 第3条、第5条から第10条まで、第12条、第13条、第16条、第18条から第24条まで、第26条の2及び第28条から第37条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条第1項第1号中「第9条」とあるのは「第19条」と、第24条第5号及び第37条第3号中「第8条第5項」とあるのは「第18条第7項」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第47条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

1～3 一略一

4 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第1項第7号イの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第1項第7号イの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。

(1)及び(2) 一略一

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床

附 則

1～3 一略一

4 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた令第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第1項第7号イの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について令和6年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第4条第1項第7号イの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合しなければならない。

(1)及び(2) 一略一

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床

又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第4条第1項第8号及び第38条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)とする。

7及び8 一略一

又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行って指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第4条第1項第8号及び第38条第1項第4号の規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)とする。

7及び8 一略一

9 条例附則第6項の規定により読み替えられた条例第9条及び第19条の規則で定める事項は、虐待の防止のための措置に関する事項とする。

10 条例附則第7項の規定により読み替えられた条例第11条第2項(条例第20条において準用する場合を含む。)の規則で定める訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練とする。

11 条例附則第8項の規定により読み替えられた条例第14条第1項(条例第20条において準用する場合を含む。)の規則で定める担当者は、第35条第1項各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者とする。

第2条関係

現 行	改 正 案
(運営規程) 第25条 条例第9条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) 一略一 (8) 一略一 (衛生管理等)	(運営規程) 第25条 条例第9条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) 一略一 (8) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (9) 一略一 (衛生管理等)
第28条 条例第11条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 一略一 (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための <u>研修</u> を定期的実施すること。	第28条 条例第11条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。 (1)～(2) 一略一 (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための <u>研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓</u>

- (4) 一略一
2 一略一
(記録)

第37条 条例第15条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(運営規程)

第43条 条例第19条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 一略一

練を定期的実施すること。

- (4) 一略一
2 一略一
(記録)

第37条 条例第15条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。

(1)～(5) 一略一

(6) 第35条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(運営規程)

第43条 条例第19条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) 一略一

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 一略一